

一般社団法人 ステーンハンマル友の会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ステーンハンマル友の会 と称し、英語名を Friends of Stenhammar とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都府中市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スウェーデンの音楽の紹介、クラシック音楽全般の普及、及び音楽を通じたスウェーデンと日本の文化交流を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演奏会や音楽祭の開催
- (2) スウェーデンとの二国間交流による芸術文化活動の提携
- (3) スウェーデンの音楽及び芸術文化に関する調査研究
- (4) クラシック音楽全般の演奏
- (5) クラシック音楽に関する録音、映像、図書の制作と刊行
- (6) 海外の演奏家の招聘
- (7) その他この法人の目的を達成する為の一切の事業

第三章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定めた細則に該当する者で、定められた入会金及び会費を納める相当の実績と経験を持つ演奏家
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、相当の実績と経験を持つ演奏家
- (3) 名誉会員 音楽やスウェーデンの文化に携わり、この法人に貢献し、社員総会の議決を以て推薦された者
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、財政的支援をする法人及び個人

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出しなければならない。ただし、正会員及び準会員にあつては、社員総会の承認を得なければならない。

2、名誉会員に推薦された個人は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は別に定める細則により入会金及び会費を、賛助会員は別に定める細則により会費を納めなくてはならない。

2、準会員及び名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の事由によって資格を喪失する

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この定款その他の規則に違反したとき
- (3) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

第四章 役員及び職員

(役員の種類)

第11条 この法人は、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

2、理事のうちから代表理事を定め、代表理事をこの法人の会長とする。

3、理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第12条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2、代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第13条 理事は、この法人の業務を執行し、この法人を代表する。

2、理事は、この定款に定めるもののほか、一般法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項以外の事項を執行する。

(理事の任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2、理事は、辞任又は任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を継続して行わなければならない。

(理事の解任)

第15条 理事は、社員総会の決議を経て解任することができる。

(理事の報酬)

第16条 理事は無報酬とする。

(職員)

第17条 この法人は、この法人の事務を処理するために必要な事務局及び必要な職員を置くことができる。

2、職員は、代表理事が任免する。

3、職員は、有給とすることができる。

4、職員の報酬は、社員総会の決議を経て代表理事が定める。

第五章 社員総会

(社員総会)

第18条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2、社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任または解任
- (3) 職員等の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会の決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第20条 社員総会の招集は、代表理事が決定し、招集する。

2、社員総会の招集通知は、会日より一週間前までに各正会員に対して発する。

3、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、該当議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(議決権)

第22条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第六章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年の8月31日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を得なくてはならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

第七章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第28条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議によって変更することができる。

（解散）

第29条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第30条 この法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体に寄附するものとする。

第八章 公告の方法

（公告の方法）

第31条 この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。

第九章 附則

（最初の事業年度）

第32条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立日から平成24年8月31日までとする。

（設立時の理事）

第33条 この法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事 和田記代

（設立時の社員の氏名及び住所）

第34条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

向野由美子 [省略]

和田記代 [省略]

（法令の準拠）

第35条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

この定款は、平成23年12月10日に行われた臨時社員総会にて可決変更された。

